

新総合計画について

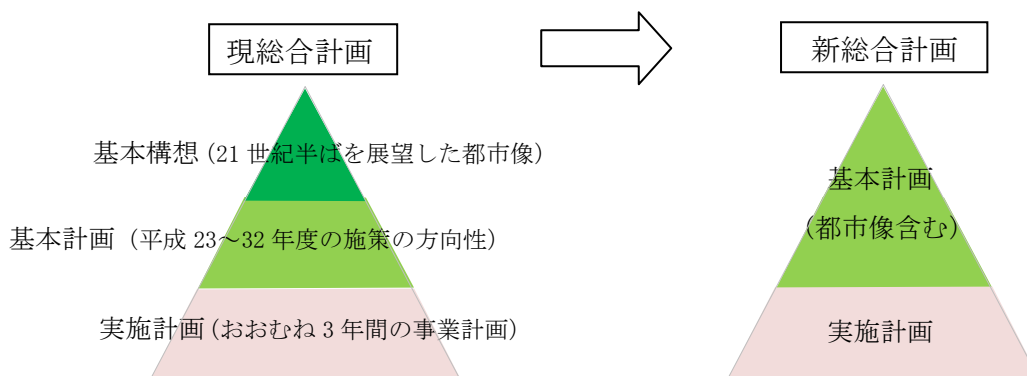
1 策定趣旨

本市では、「仙台市基本構想」及びそれを推進するための計画である「仙台市基本計画」（ともに平成23年3月議決）により、各般の施策を展開してきたところであるが、現行の基本計画が平成32年度（2020年度）で計画期間を終えることに伴い、新たな基本計画を策定する必要がある。

また、21世紀半ばに向けて本市が目指す都市像を示した現行の基本構想についても、震災からの復興や社会・経済情勢の変化など、この間の様々な動向を踏まえた見直しを行う必要がある。

2 新総合計画の体系

基本構想については、平成23年8月1日施行の地方自治法の改正により策定義務が廃止されたことから、目指すべき都市像については、基本構想という単独の形ではなく、基本計画と一体的に策定することとする。



3 新総合計画の目標年次

基本計画の初年度を平成33年度（2021年度）とし、計画の実効性を担保する観点から計画期間を10年間とすることを踏まえて、目標年次は平成42年度（2030年度）とする。

ただし、目指すべき都市像については、行政運営の長期的な指針となるものであり、高齢者人口の増加が落ち着くと予想される時期であることも考慮し、現行の基本構想と同様に、21世紀半ば（2050年頃）を見据えることとする。